

限度額適用認定証について

入院等により医療費が高額になると見込まれる場合は、所属所長を経て共済組合へ「限度額適用認定申請書（様式3-10号）」をご提出ください。

この限度額適用認定証を組合員証等と併せて医療機関に提示することにより、窓口での支払額が高額療養費の自己負担限度額までとなり、支払いの負担が軽減されます。

※共済組合で申請書を受付後、交付までに約10日程度要します。



限度額適用認定証の交付申請をしない場合や、限度額適用認定証を医療機関に提示しない場合の高額療養費については、後日共済組合から自動的に給付されますので（請求不要）、最終的な自己負担額は変わりません。

様式は、公立学校共済組合高知支部のホームページ→「各種様式ダウンロードコーナー」→「3. 短期給付」からダウンロードできます。

医師の指示により治療用装具を作成した場合、費用を請求できます。

医師が治療上必要であると認めて、医師の指示により治療用装具を作成した場合、支給基準に基づき給付されます。請求の際は、所属所長を経て共済組合へ「療養費等請求書（様式3-4号）」をご提出ください。

【よくあるお問い合わせ】

- ・ねんざの治療で肢装具を作った
- ・こどもが弱視の治療で眼鏡を作った



詳しくは、公立学校共済組合高知支部のホームページ→「福祉事務の手引」→「3. 短期給付」をご覧ください。また、様式は、公立学校共済組合高知支部のホームページ→「各種様式ダウンロードコーナー」→「3. 短期給付」からダウンロードできます。

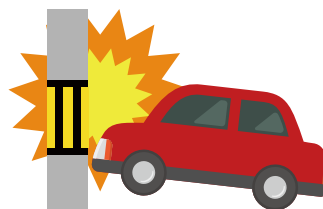
交通事故などにあつた場合は共済組合へご連絡を！

組合員や被扶養者が交通事故にあつた場合や、他人からケガをさせられた場合など、第三者の加害行為により負傷したときの医療費については、本来、その負傷させた相手（加害者）が負担するべきこととなっています。

しかし、治療のためにかかった医療費を直ちに加害者に負担させることが困難な場合には、共済組合に書類を提出することにより、組合員証または被扶養者証を使用して治療を受けることができます。

組合員証または被扶養者証を使用されると、公立学校共済組合は加害者が負担すべき医療費（7割～8割分）を立て替えて医療機関に支払うため、後日、公立学校共済組合から加害者（保険会社等）へ損害賠償請求します。

損害賠償請求に必要な手続き書類については、連絡をいただいた際にご案内いたします。



【共済組合短期給付についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

40歳以上75歳未満の被扶養者の方へ

特定健康診査を受けていますか？

令和5年4月1日現在共済組合の被扶養者に認定されており、かつ40歳以上75歳未満の方に、特定健康診査の受診に必要となる「特定健康診査受診券」を送付しています。今年度は、7月3日にご自宅あてに発送しました。

特定健康診査（※）は“**無料**”で受診することができますので、1年に1回受診して、健康状態を確認しましょう。

※特定健康診査とはメタボリックシンドロームに着目した健康診断です



【検査項目】

基本的な健診	診 察	服薬歴、喫煙歴、自覚症状、他覚症状	
	身体測定	身長、体重、腹囲、BMI	
	血圧測定	血圧	
	採 血	空腹時血糖又は随時血糖*、HbA1c* （*はいずれかの実施で可。）	
		肝機能検査	AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ-GT(γ-GTP)
検 尿	尿糖、尿蛋白		
詳細な健診	心電図検査・眼底検査・貧血検査・血清クレアチニン検査 ※医師の判断に基づいて実施されるものです。すべての方が必ず受診するものではありません。		

◎組合員の方は、次の①～③の全てに該当する場合に「特定健康診査受診券」の交付対象となります。

- ① 事業主が実施する定期健康診断の対象外である。
- ② 公立学校共済組合高知支部が実施する人間ドック事業の受診対象外である。
- ③ 令和5年4月1日から現在に至るまで組合員資格を有する。

「特定健康診査受診券」を希望する方は公立学校共済組合高知支部までご連絡ください。

※詳細については、令和5年9月6日付け公共高第253号「短期組合員に係る「特定健康診査受診券」の交付について（通知）」をご覧ください。

健康情報冊子「QUPiO Plus（クピオプラス）」をお届けします

個人ごとの健診結果を分析し、生活習慣等の維持・改善に関する健康情報をまとめた **健康情報冊子『QUPiO Plus（クピオプラス）』** を令和5年12月以降、順次、ご自宅あてにお送りします。これからの健康づくりにお役立てください。

送付対象者 令和5年度に特定健康診査（※）を受診した組合員及び被扶養者のうち、40歳以上75歳未満の方。

※組合員の場合は定期健康診断及び人間ドックを、被扶養者の場合は被扶養配偶者婦人検診を含みます。ただし、健診結果データの受領について公立学校共済組合高知支部と契約を締結している検診機関・医療機関に限ります。

【特定健康診査・特定保健指導についてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755

特定保健指導の対象となられた方へ（組合員・被扶養者）

特定保健指導の実施について

特定健康診査（※）の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い方を対象として、特定保健指導を実施します。対象となられた方には、**特定保健指導の案内文書**と「**特定保健指導利用券**」を10月から順次送付しています。

※組合員の場合は定期健康診断及び人間ドックを、被扶養者の場合は被扶養配偶者婦人検診を含みます。

専門的知識及び技術を有する管理栄養士等が、一人ひとりのリスクに合わせて支援を行います。生活習慣を見直し、生活習慣病の予防・改善につなげましょう！

特定保健指導は【**無料**】です。



（株）ベネフィット・ワンに特定保健指導とその利用勧奨業務を委託しています。

- 対象となる組合員の方へ、案内文書と「特定保健指導利用券」を送付（所属所住所あて）します。その後、ベネフィット・ワンから所属所にお電話で利用のご案内をさせていただきます。
- 対象となる被扶養者の方へ、案内文書と「特定保健指導利用券」を送付（自宅住所あて）します。ご自身で利用申込みを行う必要があります。

利用方法 職場やご自宅などで直接保健師等と面談していただく「訪問型面談」と、パソコンやスマートフォンを利用した「ICT（オンライン）面談」を選択できます。

医療機関で特定保健指導を受けることもできます。
詳しくは、対象者の方へ送付する案内文書をご覧ください。



* 当支部が実施する人間ドック（脳ドックを除く。）を受診される場合、検診機関によってはドック受診の結果で特定保健指導の該当となった方を対象に、ドック受診日に併せて特定保健指導を実施します。（この場合、利用券は不要です。）

《 特定保健指導の対象者基準 》

腹囲	追加リスク（※） ①血糖 ②脂質 ③血圧	喫煙歴	対象	
			40～64歳	65～74歳
≥85cm(男性) ≥90cm(女性)	2つ以上該当	なし	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり		
上記以外で BMI≥25	3つ該当	なし	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり		
	1つ該当	なし		

※ 追加リスクの該当基準

- ①血糖・・・空腹時血糖が100mg/dl以上、またはHbA1cが5.6%以上
- ②脂質・・・中性脂肪150mg/dl以上、またはHDLコレステロール40mg/dl未満
- ③血圧・・・収縮期130mmHg以上、または拡張期85mmHg以上

★**動機付け支援（メタボのリスクが出はじめた方）**

専門家との面接で生活習慣病改善のための計画を立て、3か月以上経過後に改善状況の確認を行います。

★**積極的支援（メタボのリスクが高い方）**

初回面接でメタボリックシンドローム改善のための計画を立て、3か月以上継続したサポートを専門家から受けた後、3か月以上経過後に改善状況の確認を行います。

ベネアカウントを登録して ベネフィット・ステーションを利用しよう！

ベネアカウント登録時に必要となる団体IDと認証キー

<https://bs.benefit-one.inc/> PC、スマホ、アプリからログイン



団体ID
C00026B6A

認証キー1
組合員証番号

※組合員証番号にアルファベットを含む組合員は、アルファベットを「0」に置き換えて6桁の番号を入力してください。

認証キー2
生年月日8桁

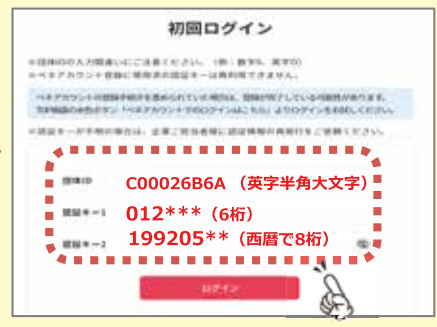


スマホからも
ご利用いただけます



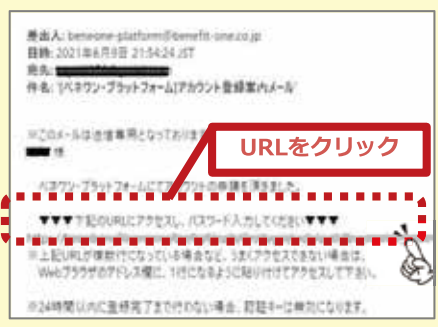
ベネアカウントを登録しよう

- ①ベネフィット・ステーションサイトからアクセス
「【団体ID】【認証キー1・2】を使用して
ベネアカウントを登録」をクリック
- ②団体IDと認証キー1・2で初回ログインしてください。
- ③ベネアカウント新規登録画面に遷移します。今後IDとして
使用したいメールアドレスとパスワードを入力して、
新規登録をクリック。規約へ同意し、ベネアカウントの
仮登録が完了します。



※迷惑メール、URL付きメールの拒否等の設定されている方は事前に解除をお願いします。

- ④③でログインIDとして登録したメールアドレスに、アカウント
登録メールが届きます。URLにアクセスしてください。
※件名:「ベネワン・プラットフォーム」アカウント登録案内メール
- ⑤本人情報登録画面に遷移します。③で設定した
メールアドレス・パスワードを入力してください。
- ⑥姓名(カタカナ)が入力された本人情報登録画面に
遷移します。間違いがないか確認の上、送信をクリック
してください。登録完了画面に遷移しましたら、ログ
インをクリックしてください。



カスタマーセンター：0800-100-3300 (全日10時～18時※年末年始を除く)



ベネフィット・ステーションの会員の皆さまへ

〳〳ベネフィット・ワンのサイトを見てみよう！〳〳



- PC、スマホからログイン
- ▶ <https://bs.benefit-one.inc/>

- スマホからログイン



▶デジタルカタログをCHECK

サイトTOPから

こちらの画像  をクリック

または

こちらのQRコードから



- ・ベネフィットステーション通信
- ・育児・介護応援ガイド

が閲覧できます！



▶会員限定！オンラインセミナーに参加しよう！



健康・育児・介護などのテーマから、様々なオンラインツアーやオリジナル企画など幅広いセミナーをご用意。

最新情報は会員専用サイトで確認！



ベネフィット 検索

<https://bs.benefit-one.inc/>

スマホは右記コードから



ベネフィット・ステーション カスタマーセンター
0800-100-3300 (通話無料)
 営業時間：全日 10:00~18:00 (年末年始を除く)

※掲載の情報は2023年9月現在の情報です。 ※特典内容は一例となります。最新の特典情報と利用方法は会員専用サイトでご確認ください。 ※ご利用の際は、会員専用サイトで注意事項を確認の上、ご利用ください。 ※イラスト・画像はイメージです。

【ベネフィットステーションについてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755

共済組合では、高知会館の 補助事業を行っています！

利用券 対象者：組合員

レストラン・宴会など高知会館を
利用したときに、利用料
1,000円につき500円を補助

宿泊施設利用補助

対象者：組合員及び被扶養者
高知会館を宿泊利用（公務外）
したときに、1人1泊につき
2,500円を補助

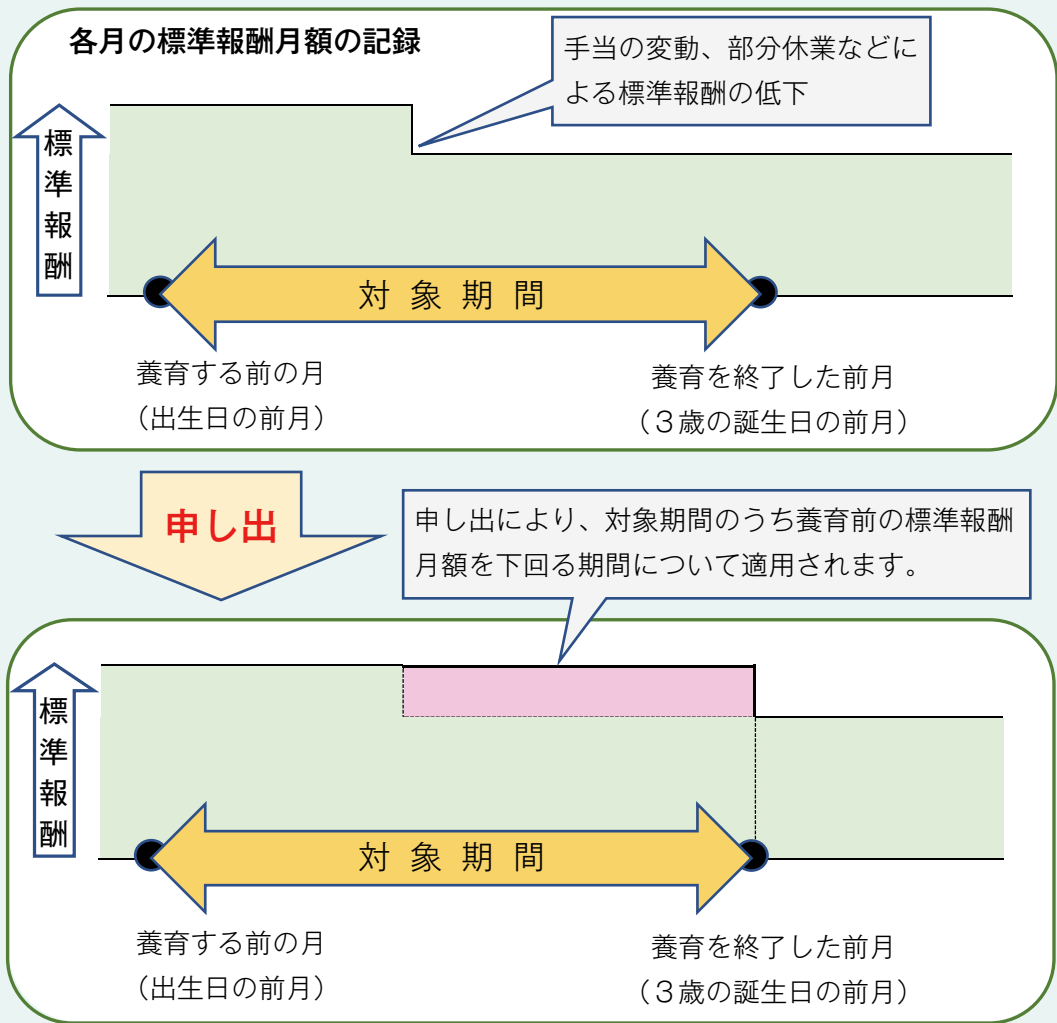
※ いずれも利用回数等に制限があります。
詳しくは、HPをご確認ください。

3歳未満養育特例制度をご存じですか

◎ 3歳未満養育特例制度とは

3歳未満の子の養育期間中に標準報酬月額が子を養育する前と比べて低くなったとき、養育前の高い標準報酬月額により将来受け取る年金額を算定する制度です。
適用を受けるためには、**組合員本人からの申し出が必要となります。**

◀ 養育特例のイメージ ▶



- (補足)
- 対象期間中に低下した標準報酬月額を養育前の標準報酬月額として年金額を算定します。
 - 特例制度の適用による追加の掛金負担は生じません。
 - 育児休業、産前産後休業などの掛金免除期間中は特例制度の適用を受けられません。
 - 子の被扶養者認定に関わらず、父母のどちらにも適用されます。
 - 申し出は、当支部のホームページから様式をダウンロードし、所定の書類を添えて提出してください。

【養育特例制度についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

知っておきたい標準報酬制

共済組合の掛金（保険料）や給付の算定の基礎となる標準報酬月額（等級）は、毎年1回行う定時決定のほか、資格取得時決定、随時改定、育児休業等終了時改定などにより見直し（決定・改定）されます。今回は、その中の「育児休業等終了時改定」について説明します。

育児休業等終了時改定

育児休業等（育児休業及び育児休業に準ずる休業）を終了した後、**育児短時間勤務**や**育児部分休業**の取得により報酬が低下した場合など、復帰後に受け取る報酬月額と標準報酬月額がかけ離れた額になることがあります。このような場合、育児休業等を終了したときに申出をすることにより、標準報酬を改定できます。（※1）この改定を「**育児休業等終了時改定**」といいます。決定した標準報酬は、**次の定時決定までの間**の標準報酬となります。

※1 申出をしない場合でも、固定的給与に変動があり要件を満たしたときは「随時改定」が行われます。随時改定については、福利高知第134号（令和5年7月26日発行）をご覧ください。

●対象となる方

次の2つの要件を満たした方が「育児休業等終了時改定」の対象となります。

- ①育児休業等を終了した日において、当該育児休業等に係る**3歳未満の子を養育する方**（※2）
- ②共済組合に**申出**（※3）を行った方

※2 育児休業等を終了した日の翌日に産前産後休業を開始している方を除きます。

※3 申出は、共済組合へ「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」を提出することにより行います。

●算定方法

育児休業等を終了した日の翌日が含まれる月以後の**3か月間**（※4）に受けた報酬の平均額を「報酬月額」として「標準報酬等級表」に当てはめて、標準報酬を算定します。算定した標準報酬と従前の標準報酬とを比較して1等級以上の差があれば、標準報酬を改定します。

※4 支払基礎日数が17日未満である月は除きます。3か月とも支払基礎日数が17日未満であるときは、育児休業等終了時改定は行いません。



ポイント

「随時改定」は標準報酬の等級に2等級以上の差があるときに標準報酬の改定を行いますが、「育児休業等終了時改定」は1等級以上の差があれば標準報酬の改定を行います。

定時決定に関するQ&A

Q 4月から6月までは、例年業務量が多く、他の期間に比べて報酬の額が多くなっています。この場合であっても、4月から6月までの報酬により標準報酬を決定することになりますか？

A 業務の性質上、4月から6月までが繁忙期（又は閑散期）にあたり、通常の決定方法では著しく不当となるときは、申立により（注）、前年7月から当年6月までの報酬の月平均報酬額（以下「年間報酬の平均」といいます。）により標準報酬を決定することができます。この決定を行うためには、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- 4月から6月までの報酬を基に算定した標準報酬と、年間報酬の平均によって算定した標準報酬との間に、2等級以上の差があること。
- 2等級以上の差が、業務の性質上、例年発生することが見込まれること。
- 年間報酬の平均で標準報酬を算定することについて、組合員が所属する所属所長の申立及び組合員本人の同意（注）があること。

注：所属所長の「申立書」及び組合員の「同意書」を共済組合に提出することにより行います。

様式（第1-3号及び第1-4号）は [公立学校共済組合高知支部HPトップページ](#) → [各種様式ダウンロードコーナー](#) → [1掛金関係](#) からダウンロードすることができます。

【標準報酬制についてのお問い合わせ】共済組合福利班 ☎088-821-4755